

## 令和2年度塩竈市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度塩竈市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内戸数	23,445 戸
(2) 年間処理水量	7,057,033 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量	19,334 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道事業	59,000 千円
流域下水道事業	20,000 千円
災害復旧事業	233,455 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	下水道事業収益	4,270,977 千円
第1項	営業収益	2,140,526 千円
第2項	営業外収益	2,123,374 千円
第3項	特別利益	7,077 千円
	支 出	
第1款	下水道事業費用	3,932,745 千円
第1項	営業費用	3,417,639 千円
第2項	営業外費用	422,622 千円
第3項	特別損失	82,484 千円
第4項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,389,890千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,189千円、引継金128,854千円、当年度分損益勘定留保資金1,062,419千円、当年度利益剰余金処分量170,428千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款	資本的収入	2,322,276 千円
第1項	企業債	1,968,100 千円
第2項	負担金	700 千円
第3項	補助金	353,476 千円
	支 出	
第1款	資本的支出	3,712,166 千円
第1項	建設改良費	79,481 千円
第2項	災害復旧事業費	233,455 千円
第3項	企業債償還金	3,389,230 千円
第4項	予備費	10,000 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ128,854千円及び25,469千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金損失補償及び利子補給金(令和2年度)	令和2年度から令和6年度	3,000 千円
水洗化改造資金利子補給金及び損失補償(令和2年度)	令和2年度から令和6年度	614 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 51,000	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	20,000			
資本費平準化債	751,700			
災害復旧事業	5,600			
借換債	1,139,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項災害復旧事業費、第3項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 133,823 千円

(他会計からの補助金)

第10条 災害復旧事業のため、塩竈市一般会計からこの会計へ補助を受け取る金額は25,397千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち170,428千円は、次のとおり処分するものとする。

- (1) 減債積立金 170,428 千円

令和2年2月18日提出

塩竈市長 佐藤光樹